

令和 7・8 年度
西原町防災行政無線
機能強化整備工事

仕様書

令和 7 年 11 月

西原町

－ 目 次 －

第1章 総則

第2章 共通指定事項

第 1 章 総 則

第1条 工事名称

令和 7・8 年度 西原町防災行政無線機能強化整備工事

第2条 工事場所

西原町内

第3条 工期

契約締結の翌日から令和 9 年 2 月 26 日まで

第4条 目的

本事業は、西原町において災害発生時に住民や観光客等に対して迅速な情報発信を行うため、既設の防災無線システムの機能強化や、屋外拡声子局（スピーカー）の性能向上及び、聞こえづらい地域等の見直しを図ることにより被害を最小限に抑えることを目的とした事業であり、本事業に必要な事項について規定するものとする。

第5条 質問回答

業務内容に関する質問回答は、質問書により行う。（質問のない場合は提出不要）

電子メールまたは F A X での応答とし、送信した際は必ず下記担当まで電話にて確認を行うこと。（件名を「【質問書】西原町防災行政無線機能強化整備工事」とすること）

- (1) 提出先：西原町役場 環境安全課

FAX：098-946-6086

TEL：098-945-5018

- (2) 受付締切 令和 7 年 11 月 19 日（水）17 時

※電子メールまたは F A X による回答。

第 6 条 適用規則

本工事の設計施工については、下記諸規格及び諸基準に準拠して行うものとする。

なお、これらの適用を受けないものでも他に標準規格のあるものは、これに準ずるものとする。

- ・日本工業規格（J I S）
- ・日本電気規格調査会標準規格（J E C）
- ・日本技術標準規格（J E S）
- ・電気設備技術基準
- ・電波法及び同法関係規則等

- ・電波法関係審査基準
- ・電気通信事業法及び同法関係規則等
- ・有線電気通信法及び同法関係規則等
- ・消防法及び同法関係規則等
- ・市町村デジタル同報通信システム TYPE2 標準規格（ARIB STD T115）
- ・沖縄県、西原町建設工事施行規則
- ・その他関係法令及び規格

第7条 契約の範囲

契約の範囲は本工事の設計、製作、運搬、施工、据付、総合調整試験等全般にわたり、着工から完成後保証期間の最終日までのすべての事項とする。

第8条 諸手続き

本工事に関して必要な諸官公庁への書類作成及び諸手続きについては、西原町（以下甲という）が委任した請負者（以下乙という）が甲と必要事項を打ち合わせのうえ、乙が行う。この手続き等の費用については乙の負担とする。

第9条 図面の誤謬、脱漏

図面上の誤謬、脱漏により工事内容が不明の場合は甲との協議により判断とする。

第10条 既設工作物等の監理補修

本工事中に既設工作物等に破損を生じさせた場合、原因者が特定できる場合は原因者の責任で補修するものとする。また、原因者が特定できない場合は管理上の過失の有無に関わらず乙の負担により補修するものとする。

第11条 承諾

主要機器の発注に先立ち、承認願いによりあらかじめ仕様等を確認し、設計図面に準拠していることを明確に記載して提出するものとする。なお、故意による不正が判明した場合は、承諾後であっても当該承諾を無効とする。

第12条 検査

総ての機器の据え付け、調整が完了し、関係官庁等の検査に合格した後、甲の行う検査合格をもって竣工とする。

なお、検査に使用する計器、測定器類は乙において準備するものとする。

第13条 仕様書の疑義

本仕様書は本工事に関する大要を示したもので、疑義を生じた場合直ちに甲に連絡のうえ、指示をうけるものとする。

なお、仕様書に示されていない事項であってもこれが当然と認められる事項については、乙の責任において施工すること

第14条 工事の引渡し

乙が工事完成届を甲に提出し受理された後、甲の行う完成検査に合格した日とする。

第15条 技術指導

乙は本工事の運用上必要な説明書を提出し、甲に対して技術指導及びトレーニングを行うこと。

第 2 章 共通指定事項

第1条 構造及び性能の基本条件

本工事の機器は堅牢で長時間の使用に耐え得る構造のものであり、特に次の事項を満足するものであること。

- (1) 機器は保守点検が容易に行える構造であり、修理交換等にあたり、人体に危険を及ぼさないよう配慮したものであること。
- (2) 日常保守に必要な測定端子、メータ端子等を設けてあること。
- (3) 納入する機器は、各製造会社における最新設計の機器であること。
- (4) 機器は将来の増設、機能向上が容易におこなえる構造であること。
- (5) 機器には品名、型式、製造番号、製造年月、製造会社等記入された銘板をつけること。
- (6) 切替部、回転部、接触部等の可動部分は動作良好なものとして長時間使用に耐えうるものであること。
- (7) ビス、ナット、調整等を行う半固定箇所の締め付けは十分締め付けを行うこと。
- (8) 取り扱い上特に注意を要する箇所についてはその旨表示をすること。

第2条 使用部品基準

- (1) 機器に使用する部品は総て新品で、信頼性の高い部品を使用すること。
- (2) 部品は日本工業規格（JIS）またはこれと同等以上の性能を有するものを使用すること。
- (3) 配線材料は日本工業規格（JIS）またはこれと同等以上のものとする。
- (4) 各機器内配線は特に必要と認められるもの以外は、プリント配線とする。
- (5) 各機器間の配線工事はすべて耐久性、耐水性、耐熱性のある良好なものを使用すること。

第3条 環境条件

- (1) 本施設は地震、暴風、暴雨の異常現象下においても確実に運用がおこなえるものでなければならない。
- (2) その他設置場所の条件に十分耐え得るものであること。

第4条 塗装

- (1) 各機器の塗装は、損傷、腐食等に強く且つ、美観を損なわないものであること。

第5条 電气的条件

- (1) 切替部、回転部、接触部等の回転部は多数回の使用によって電气的性能が低下しないこと。

- (2) 電源電圧は機器定格電圧の $\pm 10\%$ 変動範囲で正常に動作し、特に必要とする回路は安定化電源を使用すること。
- (3) 電気回路には保護回路を設けること。